

令和5年第1回市議会定例会議案

足 利 市

番 号	件 名	ページ
議案第 1 号	財産の取得の変更について	4
議案第 2 号	財産の取得について	5
議案第 3 号	令和5年度足利市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	6
議案第 4 号	令和4年度足利市一般会計補正予算（第10号）について	8
議案第 5 号	足利市個人情報保護法施行条例の制定について	12
議案第 6 号	足利市消防団条例の改正について	20
議案第 7 号	足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について	23
議案第 8 号	足利市保育所条例の改正について	28
議案第 9 号	足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について	30
議案第10号	足利市国民健康保険条例の改正について	32
議案第11号	令和4年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について	34
議案第12号	令和4年度足利市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について	36
議案第13号	足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例及び足利市手数料条例の改正について	38
議案第14号	市道路線の認定、廃止及び変更について	41

議案第 15 号	令和 5 年度足利市一般会計予算について	4 4
議案第 16 号	令和 5 年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定） 予算について	5 3
議案第 17 号	令和 5 年度足利市国民健康保険特別会計（事業 勘定）予算について	5 7
議案第 18 号	令和 5 年度足利市後期高齢者医療特別会計予算について	6 1
議案第 19 号	令和 5 年度足利市太陽光発電事業特別会計予算について	6 4
議案第 20 号	令和 5 年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発 事業特別会計予算について	6 7
議案第 21 号	令和 5 年度足利市水道事業会計予算について	7 0
議案第 22 号	令和 5 年度足利市工業用水道事業会計予算について	7 5
議案第 23 号	令和 5 年度足利市下水道事業会計予算について	7 9
報告第 1 号	市長専決処分事項報告について	8 3
報告第 2 号	令和 5 年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する 書類について	8 4
報告第 3 号	令和 5 年度公益財団法人足利市みどりと文化・ スポーツ財団の経営状況を説明する書類について	8 5
報告第 4 号	令和 5 年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況 を説明する書類について	8 6
報告第 5 号	令和 5 年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興 センターの経営状況を説明する書類について	8 7

財産の取得の変更について

次のとおり財産の取得を変更する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

記

1 取得財産の表示（土地）

所在地	地目	地積
足利市県町10番2ほか148筆	田、畑及び用悪水路	172,345.52 m ²

2 取得金額 706,104,341円

3 取得先

ほか77名

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

記

1 取得財産の表示（土地）

所在地	地目	地積
足利市藤本町309番ほか1筆	田	5,336.98 m ²

2 取得金額 20,013,674円

3 取得先

令和5年度足利市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早 川 尚 秀

令和5年度足利市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(足利市新クリーンセンターの整備・運営事業者等の選定手続に関する条例の一部改正)

第1条 足利市新クリーンセンターの整備・運営事業者等の選定手続に関する条例(令和4年足利市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「総合政策部公共施設整備課」を「総合政策部公共施設マネジメント課」に改める。

(足利市都市計画審議会条例の一部改正)

第2条 足利市都市計画審議会条例(平成12年足利市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第7条中「都市建設部都市計画課」を「都市建設部都市政策課」に改める。

(足利市青少年センター条例の一部改正)

第3条 足利市青少年センター条例(昭和40年足利市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「前項の青少年センター」を「青少年センター」に、「足利市本城三丁目2145番地」を「足利市相生町1番地1」に改める。

(足利市生涯学習センター条例の一部改正)

第4条 足利市生涯学習センター条例(平成18年足利市条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(足利市立教育研究所設置条例の一部改正)

第5条 足利市立教育研究所設置条例(昭和31年足利市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「次の」を「、次の」に改め、同条の表位置の項中「足利市相生町1番地1」を「足利市本城三丁目2145番地」に改める。

第4条第2項中「外」を「ほか」に、「おく」を「置く」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年度足利市一般会計補正予算（第10号）について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和4年度足利市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度足利市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,000千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58,316,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の

歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
50 国庫支出金		12,196,433	1,820	12,198,253
	10 国庫負担金	7,549,067	1,820	7,550,887
55 県支出金		4,620,331	7,125	4,627,456
	10 県負担金	2,927,548	7,125	2,934,673
65 寄附金		149,052	10,000	159,052
	10 寄附金	149,052	10,000	159,052
75 繰越金		1,110,447	5,055	1,115,502
	10 繰越金	1,110,447	5,055	1,115,502
歳 入 合 計		58,292,000	24,000	58,316,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 総務費		3,957,686	8,000	3,965,686
	10 総務管理費	2,810,228	8,000	2,818,228

20 民生費		24,473,885	11,923	24,485,808
	10 社会福祉費	7,452,403	11,923	7,464,326
55 教育費		5,460,800	4,077	5,464,877
	30 保健体育費	1,793,120	4,077	1,797,197
歳出合計		58,292,000	24,000	58,316,000

第2表 繰越明許費補正

(単位千円)

追加

款	項	事業名	金額
15 総務費	10 総務管理費	防災対策事業費	1,914
		公共施設等適正管理推進事業費	1,232
20 民生費	15 児童福祉費	民間保育所等施設整備費補助金	131,910
	20 老人福祉費	整備事業費（幸楽荘設備整備）	2,728
25 衛生費	10 保健衛生費	斎場再整備事業費	25,314
	15 清掃費	地区環境保全協議会交付金等	2,500
		クリーンセンター（南部クリーンセンター焼却施設改修）	393,800
		ごみ処理施設等建設事業費	9,300
35 農林水産業費	15 林業費	林道事業費	10,700
45 土木費	15 道路橋りょう費	急傾斜地崩壊対策事業費等負担金	13,588
		道路メンテナンスサイクル事業費	19,340
		五十部町4号線道路改良事業費	18,180
		橋りょう維持補修費	10,000
		橋りょう整備事業費	7,657

		橋りょう長寿命化修繕事業費	52,180
20 河川費		一般排水路工事費	14,036
		河川排水路浚渫等工事費	5,000
25 都市計画費		(仮称) 足利スマート I C 関連事業費	8,520
		都市再生区画整理交付金事業費 (中央土地区画整理)	43,835
		西新井地区環境改善事業費	1,800
		社会資本整備総合交付金事業費 (山辺西部第一)	8,054
		都市再生区画整理交付金事業費 (山辺西部第一)	19,325
		単独事業費 (山辺西部第一)	36,864
		社会資本整備総合交付金事業費 (山辺西部第二)	6,050
		単独事業費 (山辺西部第二)	2,100
		公共用地先行取得事業費 (山辺西部第二)	48,502
30 住宅費		市営住宅再編計画推進事業費	5,173
50 消防費	10 消防費	消防・救急活動事務費	13,266
		消防庁舎等整備事業費	5,500
55 教育費	15 小学校費	校舎等維持補修費	2,574
	30 保健体育費	地域運動施設維持補修費	4,077

足利市個人情報保護法施行条例の制定について

次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

(実施機関)

第3条 この条例において「実施機関」とは、法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関であつて、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び財産区をいう。

(不開示情報)

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の不開示とする必要があるものとして条例で定めるものは、足利市情報公開条例（平成11年足利市条例第3号）第8条第8号に掲げる情報とする。

(開示請求に係る手数料)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法の規定に基づき保有個人情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があつた日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等すれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査請求)

第8条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるものは、実施機関に対し、審査請求をすることができる。

(審査請求があった場合の手続)

第9条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、足利市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の

全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、審査会から当該諮問に対して答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第10条 諮問庁は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（審査会の調査権限）

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項前段の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料

を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第12条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第13条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第11条第1項の規定により提示された保有個人情報閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第12条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第15条 審査会は、第11条第3項若しくは第4項又は第13条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な

理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第16条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付）

第17条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（個人情報保護審議会）

第18条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、足利市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

- 2 審議会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職を行うものとする。

7 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき又は委員に職務上の義務違反その他委員として適していない非行があると認めるときは、その委員を解嘱することができる。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(足利市個人情報保護条例の廃止)

第2条 足利市個人情報保護条例(平成14年足利市条例第5号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の足利市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行の日(以下「附則第2条施行日」という。)後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は附則第2条施行日前に

において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第2条施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 附則第2条施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 附則第2条施行日前に旧条例第19条、第24条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧個人情報の開示及び訂正等並びに旧条例第29条第4号に規定する保有特定個人情報の利用停止については、なお従前の例による。

3 旧実施機関の処分又は不作為についての不服申立てであって、附則第2条施行日前にされた旧実施機関の処分又は附則第2条施行日前にされた申請に係る旧実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2条施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を附則第2条施行日後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は附則第2条施行日前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2条施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を附則第2条施行日後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

6 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

(罰則に関する経過措置)

第4条 旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

足利市消防団条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市消防団条例の一部を改正する条例

足利市消防団条例（昭和41年足利市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（服務規律）」に改め、同条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第13条の見出しを「（年額報酬）」に改め、同条第1項中「団員」を「基本消防団員」に、「次により報酬」を「次の表の左欄に掲げる職名に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年額報酬」に改め、同条の表を次のように改める。

職名	年額報酬
団長	187,000 円
副団長	134,000 円
分団長	99,000 円
副分団長	77,000 円
部長	67,000 円
副部長	56,000 円
班長	51,000 円
団員	48,000 円

第13条第2項を削る。

第14条の見出しを「（出動報酬及び費用弁償）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「水火災」を「災害」に、「次により費用を弁償」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を出動報酬として支給」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 災害に従事する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 従事時間が7時間45分以上 1日につき8,000円

イ 従事時間が7時間45分未満 1日につき4,000円

ウ 現場到着時に既に鎮火していた火災 1日につき2,000円

エ 誤報等による出動 1日につき2,000円

第14条第1項第2号中「警戒」の次に「等」を加え、「1回につき2,000円」を「1日につき2,000円」に改め、同項第3号中「訓練」の次に「等」を加え、「1回につき2,000円」を「1日につき上限2,000円」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「次の」の次に「各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」を加え、同項ただし書を削り、同項第1号中「副団長市職員」を「副団長 市職員」に改め、同項第2号中「副分団長市職員」を「副分団長 市職員」に改め、同項第3号中「副部長市職員」を「副部長 市職員」に改め、同項第4号中「班長市職員」を「班長 市職員」に改め、同項第5号中「団員市職員」を「団員 市職員」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 機能別消防団員が市長が別に定める範囲の活動に従事する場合には、1日につき2,000円の出動報酬を支給する。ただし、災害に従事する場合には、前項第1号の規定を適用する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

(足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正)

第1条 足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成26年足利市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、
放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の
安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課
後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、
職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する
事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、
当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知すると
ともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との
連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等につい
て周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に
応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組
等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、

利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

(足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年足利市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修

及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の足利市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の足利市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（同条例第3条第1項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）において利用乳幼児（同条例第2条に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同条例第7条の3第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

足利市保育所条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

足利市保育所条例の一部を改正する条例

足利市保育所条例（平成17年足利市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第1 足利市大前保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早 川 尚 秀

足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

足利市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成26年足利市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第50条中「及び第23条」を「、第23条から第25条まで及び第27条」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

足利市国民健康保険条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

足利市国民健康保険条例の一部を改正する条例

足利市国民健康保険条例（昭和34年足利市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

令和4年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第2号）について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
 令和4年度足利市の国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、
 次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,000千円を追加し、
 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,776,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の
 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
50 繰 入 金		1,269,668	25,636	1,295,304
	10 他会計繰入金	1,118,565	11,923	1,130,488
	15 基金繰入金	151,103	13,713	164,816
55 繰 越 金		1	70,364	70,365
	10 繰 越 金	1	70,364	70,365
歳 入 合 計		14,680,000	96,000	14,776,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
40 諸支出金		21,070	96,000	117,070
	10 償還金及び還付加算金	21,069	96,000	117,069
歳 出 合 計		14,680,000	96,000	14,776,000

令和4年度足利市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和4年度足利市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度足利市の太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

第1表 歳入予算補正

（単位千円）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 売電収入		52,953	△12,000	40,953
	10 売電収入	52,953	△12,000	40,953
15 繰入金		0	12,000	12,000
	20 基金繰入金	0	12,000	12,000
歳 入 合 計		54,300	0	54,300

足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業と
の調和に関する条例及び足利市手数料条例の改正について

次のとおり改正する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例及び足利市手数料条例の一部を改正する条例
(足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例の一部改正)

第1条 足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例（平成29年足利市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項」に改める。

第9条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第17条第4号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」に、同条第9号中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改める。

第32条第5項中「有し、公正な判断をすることができる者」を「有する者その他市長が適当と認める者」に改める。

(足利市手数料条例の一部改正)

第2条 足利市手数料条例（平成12年足利市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による宅地造成規制区域内における宅地造成工事の許可申請に対する審査の項中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及

び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項及び次項において「旧法」という。）に基づく事務のうち、旧法」に改める。

別表第2宅地造成等規制法第12条第1項の規定による宅地造成規制区域内における宅地造成工事の変更許可申請に対する審査の項中「宅地造成等規制法」を「前項の事務のうち、旧法」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第2条第1項に規定する経過措置期間における、第1条の規定による改正後の足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例第17条第4号の宅地造成等規制法の規定の適用については、同号中「宅地造成及び特定盛土等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）による改正前の宅地造成等規制法」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の足利市手数料条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第14号

市道路線の認定、廃止及び変更について

次のとおり定めることについて議決を求める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

区分	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
認定	03354	奥戸町 5 5 号線	奥戸町 965-1	奥戸町 1001	378.10	3.00~3.98
	03355	稲岡町 4 8 号線	稲岡町 1020	稲岡町 1018	33.57	4.45~5.27
	07354	山下町 1 4 1 号線	山下町 2581	山下町 2019-1	1874.50	5.50
	10296	小俣町 2 6 9 号線	小俣町 1728-70	小俣町 1728-71	420.00	4.00
	12645	朝倉町 7 8 号線	朝倉町 784-1	朝倉町 777-1	61.33	6.00~10.00
	12646	朝倉町 7 9 号線	朝倉町 430-3	朝倉町 430-6	34.66	5.00
	13451	福居町 1 8 0 号線	福居町 108-3	福居町 108-8	36.97	6.00~11.20
	14219	上渋垂町 6 9 号線	上渋垂町 851-36	上渋垂町 851-31	61.50	6.00~8.20
廃止	01487	助戸新山町 1 6 号線	助戸新山町 1919-5	助戸新山町 1618-1	88.29	3.35~4.55
変更	00123	小俣公園 通り	小俣南町 19-10	小俣南町 31-3	292.50	11.99~19.02
	01486	新山町 4 号線	新山町 2209	助戸新山町 1619-4	119.76	3.35~6.45
	01489	新山町 6 号線	新山町 30-2	新山町 2-3	653.09	3.85~6.25
	02337	八柵町 6 号線	八柵町 383	八柵町 389-2	99.59	2.00~2.50
	03037	奥戸町 3 7 号線	奥戸町 910	奥戸町 961	113.60	3.10~3.31
	03038	奥戸町 3 8 号線	奥戸町 770	奥戸町 908	464.78	3.00~4.00
	03041	奥戸町 4 1 号線	奥戸町 805	奥戸町 837	717.69	3.00~3.50
	03042	奥戸町 4 2 号線	奥戸町 870	奥戸町 901	566.05	3.00

03254	稲岡町 1 1 号線	稲岡町 1023	稲岡町 1035	151.61	2.75~6.85
12321	借宿町 6 号線	借宿町 303-7	借宿町 51-1	155.49	3.00~9.66
12347	借宿町 2 0 号線	借宿町 343-3	借宿町 401-1	286.18	3.30~9.02

令和5年度足利市一般会計予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市一般会計予算

令和5年度足利市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用（報酬及び旅費は会計年度任用職員に限る。）

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳入

款	項	金額
10 市 税		19,161,221
	10 市 民 税	8,322,154
	15 固 定 資 産 税	8,095,186
	20 軽 自 動 車 税	482,101
	27 市 た ば こ 税	960,104
	40 鉱 産 税	1
	60 都 市 計 画 税	1,301,675
12 地 方 譲 与 税		444,801
	9 地 方 揮 発 油 譲 与 税	100,000
	10 自 動 車 重 量 譲 与 税	320,000
	16 森 林 環 境 譲 与 税	24,801
13 利 子 割 交 付 金		5,500
	10 利 子 割 交 付 金	5,500
14 配 当 割 交 付 金		80,000
	10 配 当 割 交 付 金	80,000
16 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		80,000
	10 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	80,000
17 法 人 事 業 税 交 付 金		250,000
	10 法 人 事 業 税 交 付 金	250,000
18 地 方 消 費 税 交 付 金		3,700,000
	10 地 方 消 費 税 交 付 金	3,700,000
20 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		60,000
	10 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	60,000

26 環境性能割交付金		47,000
	10 環境性能割交付金	47,000
27 地方特例交付金		148,300
	10 地方特例交付金	140,000
	15 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,300
30 地方交付税		6,550,000
	10 地方交付税	6,550,000
35 交通安全対策特別交付金		17,000
	10 交通安全対策特別交付金	17,000
40 分担金及び負担金		181,768
	10 負担金	181,768
45 使用料及び手数料		1,313,913
	10 使用料	696,592
	15 手数料	617,321
50 国庫支出金		8,084,892
	10 国庫負担金	6,648,582
	15 国庫補助金	1,395,172
	20 委託金	41,138
55 県支出金		4,302,692
	10 県負担金	2,893,028
	15 県補助金	1,157,568
	20 委託金	252,096
60 財産収入		213,480
	10 財産運用収入	50,015
	15 財産売却収入	163,465

65 寄 附 金		204,699
	10 寄 附 金	204,699
70 繰 入 金		1,486,608
	10 基 金 繰 入 金	1,486,608
75 繰 越 金		300,000
	10 繰 越 金	300,000
80 諸 収 入		3,536,126
	10 延滞金加算金及び過料	28,609
	15 市 預 金 利 子	1
	20 貸付金元利収入	3,071,400
	30 雑 入	436,116
85 市 債		3,532,000
	10 市 債	3,532,000
歳 入 合 計		53,700,000

歳 出

款	項	金 額
10 議 会 費		364,002
	10 議 会 費	364,002
15 総 務 費		3,793,483
	10 総 務 管 理 費	2,588,545
	15 徴 税 費	572,828
	20 戸籍住民基本台帳費	430,967
	25 選 挙 費	127,892
	30 統 計 調 査 費	41,904
	35 監 査 委 員 費	31,347

20 民 生 費		21, 526, 038
	10 社 会 福 祉 費	5, 477, 204
	15 児 童 福 祉 費	8, 829, 996
	20 老 人 福 祉 費	4, 734, 705
	25 生 活 保 護 費	2, 483, 723
	30 災 害 救 助 費	410
25 衛 生 費		5, 435, 350
	10 保 健 衛 生 費	2, 790, 450
	15 清 掃 費	2, 644, 900
30 勞 働 費		27, 231
	10 勞 働 諸 費	27, 231
35 農 林 水 産 業 費		612, 513
	10 農 業 費	458, 092
	15 林 業 費	154, 421
40 商 工 費		3, 896, 377
	10 商 工 費	3, 896, 377
45 土 木 費		6, 391, 884
	10 土 木 管 理 費	151, 312
	15 道 路 橋 り よ う 費	1, 623, 822
	20 河 川 費	234, 770
	25 都 市 計 画 費	3, 882, 163
	30 住 宅 費	499, 817
50 消 防 費		1, 858, 807
	10 消 防 費	1, 858, 807
55 教 育 費		5, 299, 017

	10 教育総務費	821,887
	15 小学校費	716,317
	20 中学校費	510,828
	25 社会教育費	1,836,788
	30 保健体育費	1,413,197
60 災害復旧費		8
	10 厚生労働施設災害復旧費	1
	15 農林水産業施設災害復旧費	3
	20 公共土木施設災害復旧費	2
	25 文教施設災害復旧費	1
	30 公共公用施設災害復旧費	1
65 公債費		4,395,289
	10 公債費	4,395,289
70 諸支出金		1
	10 普通財産取得費	1
75 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
歳出合計		53,700,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限度額
非常用自家発電設備更新工事費	令和5年度から 令和6年度まで	109,000
がん検診等受診券一括送付業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,667
新斎場設備導入経費	令和5年度から 令和6年度まで	40,000
新クリーンセンター施工監理業務委託	令和5年度から 令和11年度まで	380,622

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	
				期 間 (内据置期間)	方 法
総務管理 事業費	36,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合は、 当該見直 し後の利 率)	20年以内 (5年以内)	年賦又は半年 賦償還とする。 ただし、償還期 日は借入先と協 定するものとし る。 市財政の都合 により繰上償還 のために償還年 限を短縮し、
保健衛生 事業費	922,200			30年以内 (5年以内)	
清掃事業費	250,500			30年以内 (5年以内)	
農業事業費	14,800			15年以内 (3年以内)	
道路橋りょう 事業費	669,400			20年以内 (5年以内)	

河川事業費	171,500	20年以内 (5年以内)	又は低利債に借換えすることができる。
都市計画事業費	388,400	20年以内 (5年以内)	
住宅事業費	141,300	20年以内 (5年以内)	
消防事業費	207,800	20年以内 (5年以内)	
中学校事業費	57,200	10年以内 (3年以内)	
社会教育事業費	171,300	25年以内 (3年以内)	
保健体育事業費	68,800	25年以内 (3年以内)	
臨時財政対策	432,000	20年以内 (3年以内)	
計	3,532,000		

令和5年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

令和5年度足利市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,174,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

（単位千円）

歳 入

款	項	金 額
10 介護保険料		2,811,434
	10 介護保険料	2,811,434
15 使用料及び手数料		227
	10 手 数 料	227
20 国庫支出金		3,298,742
	10 国庫負担金	2,368,928
	15 国庫補助金	929,814
25 支払基金交付金		3,654,556
	10 支払基金交付金	3,654,556
30 県 支 出 金		1,954,413
	10 県 負 担 金	1,839,381
	15 財政安定化基金支出金	1
	20 県 補 助 金	115,031

35 財 産 収 入		389
	10 財 産 運 用 収 入	288
	15 財 産 売 払 収 入	101
40 繰 入 金		2,454,013
	10 他 会 計 繰 入 金	2,185,019
	15 基 金 繰 入 金	268,994
45 繰 越 金		1
	10 繰 越 金	1
50 諸 収 入		225
	10 延滞金加算金及び過料	1
	15 預 金 利 子	1
	20 雑 入	223
歳 入 合 計		14,174,000

歳 出

款	項	金 額
10 総 務 費		308,067
	10 総 務 管 理 費	236,466
	15 徴 収 費	12,162
	20 介 護 認 定 審 査 会 費	16,419
	25 認 定 調 査 費	42,970
	30 趣 旨 普 及 費	50
15 保 險 給 付 費		12,979,423
	10 介 護 サービス等諸費	12,294,239
	15 高 額 サービス費	315,000
	20 市 町 村 特 別 給 付 費	29,184

	25 特定入所者介護サービス等費	341,000
25 保健福祉事業費		45,951
	10 保健福祉事業費	45,951
27 地域支援事業費		803,422
	12 介護予防・生活支援サービス事業費	575,857
	14 一般介護予防事業費	10,995
	15 包括的支援事業・任意事業費	216,570
30 基金積立金		288
	10 基金積立金	288
35 諸支出金		6,849
	10 償還金及び還付加算金	6,849
40 予備費		30,000
	10 予備費	30,000
歳出合計		14,174,000

議案第17号

令和5年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

令和5年度足利市の国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,260,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

（単位千円）

歳入

款	項	金額
10 国民健康保険税		2,462,457
	10 国民健康保険税	2,462,457
15 一部負担金		4
	10 一部負担金	4
20 使用料及び手数料		1,080
	10 手数料	1,080
25 国庫支出金		501
	15 国庫補助金	501
35 県支出金		10,542,101

	5 県 負 担 金	10,242,435
	10 県 補 助 金	299,666
45 財 産 収 入		665
	10 財 産 運 用 収 入	664
	15 財 産 売 払 収 入	1
50 繰 入 金		1,212,491
	10 他 会 計 繰 入 金	1,089,584
	15 基 金 繰 入 金	122,907
55 繰 越 金		1
	10 繰 越 金	1
60 諸 収 入		40,700
	10 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	22,168
	20 雑 入	18,532
歳 入 合 計		14,260,000

歳 出

款	項	金 額
10 総 務 費		254,943
	10 総 務 管 理 費	232,066
	15 徴 税 費	22,067
	20 運 営 協 議 会 費	810
15 保 険 給 付 費		10,368,029
	10 療 養 諸 費	8,996,357
	15 高 額 療 養 費	1,305,050
	17 移 送 費	101

	20 出 産 育 児 諸 費	50,021
	25 葬 祭 諸 費	13,500
	30 傷 病 手 当 諸 費	3,000
25 共 同 事 業 抛 出 金		250
	10 共 同 事 業 抛 出 金	250
26 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		3,433,515
	10 医 療 給 付 費 分	2,100,386
	15 後 期 高 齡 者 支 援 金 等 分	991,859
	20 介 護 納 付 金 分	341,270
30 保 健 事 業 費		131,529
	5 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	105,869
	10 保 健 事 業 費	25,660
35 基 金 積 立 金		664
	10 基 金 積 立 金	664
40 諸 支 出 金		21,070
	10 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	21,069
	15 延 滞 金	1
45 予 備 費		50,000
	10 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		14,260,000

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限度額
特定健康診査等受診券一括送付業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,169

令和5年度足利市後期高齢者医療特別会計予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度足利市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,157,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入

款	項	金 額
10 後期高齢者医療保険料		1,597,023
	10 後期高齢者医療保険料	1,597,023
15 使用料及び手数料		167
	10 手 数 料	167
25 繰 入 金		554,933
	10 他 会 計 繰 入 金	554,933
30 繰 越 金		1
	10 繰 越 金	1
35 諸 収 入		4,876
	10 延滞金加算金及び過料	1
	15 償還金及び還付加算金	4,873
	20 預 金 利 子	1
	30 雑 入	1
歳 入 合 計		2,157,000

歳 出

款	項	金 額
10 総 務 費		59,623
	10 総 務 管 理 費	51,768
	15 徴 収 費	7,855
15 広 域 連 合 納 付 金		2,090,504
	10 広 域 連 合 納 付 金	2,090,504
20 諸 支 出 金		4,873
	10 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,873
25 予 備 費		2,000
	10 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		2,157,000

令和5年度足利市太陽光発電事業特別会計予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和5年度足利市太陽光発電事業特別会計予算

令和5年度足利市の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入

款	項	金 額
10 売 電 収 入		52,066
	10 売 電 収 入	52,066
13 財 産 収 入		9
	10 財 産 運 用 収 入	9
15 繰 入 金		1,351
	20 基 金 繰 入 金	1,351
17 繰 越 金		373
	10 繰 越 金	373
20 諸 収 入		1
	10 雑 入	1
歳 入 合 計		53,800

歲 出

款	項	金 額
10 管 理 費		52,233
	10 一 般 管 理 費	3,358
	15 施 設 管 理 費	48,875
20 予 備 費		1,567
	10 予 備 費	1,567
歲 出 合 計		53,800

令和5年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計
予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計予算

令和5年度足利市の（仮称）あがた駅北産業団地開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ899,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

（単位千円）

歳 入

款	項	金 額
10 財 産 収 入		19
	10 財 産 運 用 収 入	19
20 繰 入 金		107,343
	10 他 会 計 繰 入 金	107,343
40 諸 収 入		238
	10 雑 入	238
50 市 債		791,400
	10 市 債	791,400
歳 入 合 計		899,000

歳 出

款	項	金 額
10 産業団地開発事業費		808,241
	10 産業団地開発事業費	808,241
30 公 債 費		89,759
	10 公 債 費	89,759
40 予 備 費		1,000
	10 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		899,000

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	
				期 間 (内据置期間)	方 法
産業団地 開発事業費	791,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る場合は、 当該見直 し後の利 率)	20年以内 (5年以内)	年賦又は半年 賦償還とする。 ただし、償還期 日は借入先と協 定するものとす る。 市財政の都合 により繰上償還 のために償還年 限を短縮し、 又は低利債に借 換えすることが できる。

令和5年度足利市水道事業会計予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度足利市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	65,450戸
(2) 年 間 総 配 水 量	23,222,000立方メートル
(3) 一 日 平 均 配 水 量	63,448立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
施設改良費	597,852千円
営業設備費	21,299千円
配水管整備費	488,980千円
施設整備費	309,300千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	2,435,000千円	
第1項 営業収益	2,229,873千円	
第2項 営業外収益	196,030千円	
第3項 特別利益	9,097千円	
	支	出
第1款 水道事業費	2,415,400千円	
第1項 営業費用	2,292,946千円	
第2項 営業外費用	97,453千円	
第3項 特別損失	1千円	
第4項 予備費	25,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,475,600千円は、当年度分消費税資本的収支調整額122,666千円、当年度分損益勘定留保資金977,457千円及び建設改良積立金375,477千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	436,000千円
第1項 国庫補助金	1千円
第2項 企業債	370,100千円
第3項 他会計出資金	14,634千円
第4項 固定資産売却代金	24千円
第5項 工事負担金	51,241千円

支 出

第1款 資本的支出	1,911,600千円
第1項 建設改良費	1,417,431千円
第2項 企業債償還金	454,169千円
第3項 予備費	40,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	施設整備業 (大前浄水場耐震補強工事)	千円 108,000	令和5	千円 32,400
				6	75,600

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和5年度足利市水道料金 徴収等業務委託料	令和5年度から 令和6年度まで	千円 87,721

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
施設改良 事業	千円 213,900	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借り換えることができる。
施設整備 事業	156,200	同上	同上	同上

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 279,341千円

(2) 交際費 10千円

(他会計からの補助金)

第11条 松田川ダム使用权取得に伴う水源費の償還及び管理費負担のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,680千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

令和5年度足利市工業用水道事業会計予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度足利市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	11 (事業所)
(2) 年間総配水量	8,274,528立方メートル
(3) 一日平均配水量	22,608立方メートル
(4) 主要な建設改良事業 施設改良費	42,431千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		167,900千円
第1項 営業収益		154,733千円
第2項 営業外収益		12,058千円
第3項 特別利益		1,109千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		174,500千円
第1項 営業費用		156,550千円
第2項 営業外費用		7,949千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額62,400千円は、当年度分消費税資本的収支調整額2,631千円、過年度分損益勘定留保資金59,769千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		100千円
第1項 国庫補助金		1千円
第2項 固定資産売却代金		98千円
第3項 工事負担金		1千円
	支	出
第1款 資本的支出		62,500千円
第1項 建設改良費		42,500千円
第2項 予備費		20,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

13,733千円

(他会計からの補助金)

第8条 草木ダム使用权取得に伴う水源費の管理費負担のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,646千円である。

令和5年度足利市下水道事業会計予算について

次のとおり定める。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度足利市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度足利市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	44,179戸
(2) 年間総有収水量	10,877,454立方メートル
(3) 一日平均処理水量	29,720立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
管 渠 整 備 費	761,546千円
処 理 場 整 備 費	125,592千円
営 業 設 備 費	8,634千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,941,400千円
第1項 営業収益		1,968,516千円
第2項 営業外収益		1,972,883千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費		3,904,500千円
第1項 営業費用		3,447,599千円
第2項 営業外費用		431,900千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予 備 費		25,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,429,900千円は、当年度分消費税資本的収支調整額38,712千円、過年度分損益勘定留保資金604,598千円、当年度分損益勘定留保資金786,590千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,873,600千円
第1項 国庫補助金		80,550千円
第2項 企業債		1,691,800千円
第3項 他会計出資金		650,000千円
第4項 他会計負担金		430,306千円
第5項 工事負担金		17,150千円
第6項 受益者負担金・分担金		3,697千円
第7項 固定資産売却代金		97千円
	支	出
第1款 資本的支出		4,303,500千円
第1項 建設改良費		895,772千円
第2項 企業債償還金		3,397,728千円
第3項 予備費		10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 1,691,800	証書借入	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 214,111千円

(他会計からの補助金等)

第9条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助等を受ける金額は、1,790,000千円である。

市長専決処分事項報告について

次のとおり専決処分したので報告する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

記

番号	専決処分の内容
1	<p>(1) 専決処分の種類 市が当事者である物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定</p> <p>(2) 当事者 ア 栃木県佐野市在住 男性（以下この項において「甲」という。） イ 栃木県佐野市在住 女性（以下この項において「乙」という。）</p> <p>(3) 事故発生状況 令和4年10月31日に足利市高松町1226番地3地先（市道小曾根高松通り路上）において、乙が運転する甲所有の車両の車輪が舗装欠損部に落輪し、破損したものである。</p> <p>(4) 主な和解内容 ア 市は、甲に対し、車両修理代として、11,906円を支払うこと。 イ 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、アに定める以外の請求はしないこと。</p> <p>(5) 和解年月日 令和4年12月19日</p> <p>(6) 損害賠償額 11,906円</p>

令和5年度足利市土地開発公社の経営状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和5年度公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団の経営
状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀

令和5年度公益財団法人足利市民文化財団の経営状況を説明する
書類について

別冊のとおり提出する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川尚秀

令和5年度公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センターの経営
状況を説明する書類について

別冊のとおり提出する。

令和5年2月27日提出

足利市長 早川 尚 秀